

呉市文化ホール・呉市中央図書館長寿命化に向けた調査等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

呉市文化ホール・呉市中央図書館は築35年以上が経過しており、施設全体の老朽化の状況把握と改善が必要な状況である。

本業務は、呉市文化ホール・呉市中央図書館が質の高い舞台芸術の鑑賞及び文化活動の場であり、市民の生涯学習活動を支える拠点となるよう、施設の長寿命化に向けた改修方法を判断するため、施設の劣化状況等の調査を行うとともに、長寿命化に向けた整備手法等の把握を行うことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

呉市文化ホール・呉市中央図書館長寿命化に向けた調査等業務委託

(2) 業務場所

呉市文化ホール・呉市中央図書館（呉市中央3丁目10番1号）

(3) 業務内容

別紙「呉市文化ホール・呉市中央図書館長寿命化に向けた調査等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年11月29日まで

(5) 提案限度額

金15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザル方式の方法及び理由

公募型企画提案方式による提案審査

提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とする。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類及び提出団体から審査員に対して企画内容を説明するプレゼンテーションによって審査を行い、優先交渉権者を決定する。

4 プロポーザルに関する日程（予定）

項目	期限等
公募開始	令和6年 2月 5日（月）
質問票の受付期限	令和6年 2月13日（火）午後5時まで
質問への回答期限	令和6年 2月16日（金）まで
参加申込書の提出期限	令和6年 2月19日（月）午後5時まで
提案書等の提出期限	令和6年 2月26日（月）午後5時まで
ヒアリング・選定委員会	令和6年 3月上旬
選定結果の公表	令和6年 3月上旬
契約の締結	令和6年 3月中旬～ 3月下旬

5 担当部署

書類等の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

担当部署	文化スポーツ部文化振興課
所在地	〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号
電話番号	0823-25-3461
電子メール	bunsin@city.kure.lg.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

6 参加資格要件

プロポーザル方式への参加は、業務の内容又は性質により定めるもののほか、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士登録事業者であること。
- (2) 本業務の履行期間内に、一級建築士免許取得後5年以上の経験を有する管理技術者を配置すること。また、建築物のスケルトン改修工事（耐震補強工事を含む）の設計に関する実績を有していること（竣工済みのものに限る）。
- (3) 建築士法第2条第5項又は第10条の2の2第2項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格（建築設備士又は設備設計1級建築士）を有する電気設備主任技術者、機械設備主任技術者をそれぞれ1名配置できる者であること。
- (4) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ア 本業務に関するノウハウと実績がある者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
 - ウ 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
 - オ 消費税及び地方消費税並びにその他市区町村民税を滞納していないこと。
 - カ 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制の下にある者でないこと。

7 失格事項

参加希望者は、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに参加する資格を失うものとする。

- (1) 「6 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提案書その他の本プロポーザルに係る提出書類（以下「提案書等」という。）の提出方法、提出先、提出期限等が、本要領で示した条件に適合しない場合
- (3) 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- (4) 提案限度額を超える提案書等を提出した場合
- (5) 他の応募者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障を来す行為があった場合

- (6) 契約締結日までに再生手続が開始された場合
- (7) 公正な審査を阻害する行為があった場合
- (8) 提案書等に参加希望者を特定できる情報を記載した場合
- (9) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

8 質問

本要領及び仕様書の内容に係る質問の受付方法等は、次のとおりとする。

(1) 質問方法

受付期間内に質問票【様式1】に質問事項を記入の上、事務局に電子メールで送信する。

なお、電子メールの標題は、「質問票（参加希望者名）呉市文化ホール・呉市中央図書館長寿命化に向けた調査等業務」とし、また、電子メール送信後は必ず事務局に電話し、受信の確認を行うものとする。

(2) 質問受付期間

本要領の提示日から令和6年2月13日（火）午後5時まで

(3) 回答方法

令和6年2月16日（金）までにホームページで公表する。なお、公表した回答等の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。個別の回答は行わない。

(4) その他

質問受付期間以外若しくは質問方法以外の質問又は本プロポーザルと直接関連性がないと事務局が判断した質問については、回答しないものとする。

9 参加の申込

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加申込書【様式2】

イ 会社概要

様式は任意とするが、日本産業規格A4判縦1枚程度にまとめたもので、会社名、所在地、設立年月、代表者名、資本金、職員数等が確認できるものであること。なお、会社のリーフレット等でも代用可能とする。

ウ 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（※申込日から起算して3か月以内・写し可）。

エ 応募者の主要業務実績の詳細

(2) 提出期限

令和6年2月19日（月）午後5時まで【必着】

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。いずれの場合においても、事前に事務局に電話し、提出する旨の連絡を行うこと。

なお、持参による場合は、月曜日から金曜日まで（市役所の開庁日に限る。）の午前8時

30分から午後5時までの間に提出すること。また、郵送による場合は、提出期限までに必着であるとともに、配達完了が確認できる方法によること。

10 提案書等の提出

参加の申込みをした者（以下「提案者」という。）は、次のとおり提案書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 提案送付書【様式3】

イ 企画提案書（任意様式）【10部】

日本産業規格A4判縦で、片面のみの印刷とすること。

文字サイズを10.5ポイント以上とすること。

頁番号を付し、10頁を上限とし作成すること。

提案者が特定される情報は記載しないこと。

- ① 仕様書に基づき、業務内容についての実施方針、整備手法等を具体的に記入すること。
- ② 提案者の持つ実績やノウハウ、ネットワーク等を最大限に生かした具体的な手法について提案すること。
- ③ 概念図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意すること。

ウ 添付書類（任意様式）【各10部】

- ① 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載）
- ② 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載）
- ③ 所要経費・概算見積書（日本産業規格A4判、算定根拠を記した資料も添付すること。業務委託金額については、提案限度額の範囲内で積算すること。）

エ 提出書類の取り扱い

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 提出期限後は、提出書類の差し替え、追加は認めない。
- ③ 提出書類の受領後、本市で必要であると判断した場合は、補足資料を求めることがある。

(2) 提出期限

令和6年2月26日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

また、郵送による場合は、提出期限までに必着であるとともに、配達完了が確認できる方法によること。

(4) その他

ア 提案は、提案者1者につき1提案とする。

イ 提案書等を受理した後は、その加筆及び修正は認めない。

ウ 提出された提案書等は、選定の結果にかかわらず提案者に返却しない。

11 選定方法

(1) 選定方法・審査体制

呉市文化ホール・呉市中央図書館長寿命化に向けた調査等業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類の審査及びプレゼンテーションの審査を行い、参加者の中から最優秀者を選定する。なお、見積金額が提案限度額を超える場合は、失格とする。

基準点は、満点の6割以上とし、基準点を越えた業者について適正と判断します。各評価項目について、企画提案書にその考え方が一定程度盛り込まれているものについて、「普通」を標準とする。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとする。

ア 「企画力」の得点が高い提案を採用する。

イ 見積金額が低い提案を採用する。

(2) 評価基準

評価項目	配点
1 業務実施体制	30
(1) 業務実施に必要な専門知識・業務経験を有している。	5
(2) 業務実施に必要なスタッフ体制が確保されている。	10
(3) 業務を円滑、かつ確実に実施するための業務スケジュールが示されている。	10
(4) 企画提案に見合った適正な見積金額であると認められる。	5
2 業務への取組意欲・積極性	20
(1) 積極性があり、前向きな提案がなされている。	10
(2) 仕様書に記述されている水準以上の提案（上積み）がある。	10
3 企画力	50
(1) 効率的・効果的な調査手順・方法が提案されている。	5
(2) 文化ホール・図書館の各機能を理解した企画提案内容となっている。	10
(3) 施設の長寿命化を理解した企画提案内容となっている。	10
(4) 調査と整備手法の提案に適切な関係性が認められる。	10
(5) 企画提案内容は十分に実行可能な方法となっている。	10
(6) わかりやすいプレゼンテーションであり、高い説明能力が認められる。	5

提出された提案書等及びヒアリングにより行うものとする。なお、選定委員会は、非公開とする。

(3) 実施方法等

プレゼンテーションの日時、その他詳細については、別途電子メールにより連絡するものとする。

プレゼンテーションの出席者は、本業務を行う業務担当者を含め3名以内とし、20分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答を10分程度行う。

なお、プレゼンテーション時にパソコン及びモニターを使用する場合は、事前に連絡すること。

その他の機器は、提案者が準備すること。また、プレゼンテーションは、提出した提案書に基づいて説明することとし、新たな提案や追加資料の提出等は認めない。

12 選定結果の公表

委員会による選定結果については、次のとおり提案者に通知する。

(1) 優先交渉権者

点数及び優先交渉権者である旨を通知するとともに、次点交渉権者の点数を通知する。

(2) 次点交渉権者

点数及び次点交渉権者である旨を通知するとともに、優先交渉権者の名称及び点数を通知する。

(3) 全選定委員の合計点数が3位以下の提案者

点数及び選定しない旨を通知するとともに、優先交渉権者の名称及び点数並びに次点交渉権者の点数を通知する。なお、順位についてはこれを通知しない。

また、ホームページで優先交渉権者の名称及び採点結果並びに次点交渉権者の採点結果を公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けないものとする。

13 契約手続等

呉市は、選定委員会により選定された優先交渉権者と提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて仕様書等の修正を行った上で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合又は優先交渉権者が辞退し、若しくは本要領の規定に違反した等の理由により業務を受託できなくなった場合においては、呉市は、次点交渉権者と協議を行うものとする。

14 施設見学

希望がある場合には、令和6年2月9日（金）午前9時から呉市文化ホール及び呉市中央図書館の見学会を開催します。参加希望する者は、公募を開始した日から令和6年2月8日

（木）午後5時までに、企業名、代表者名、担当者名、電話番号、ファックス番号、見学会に参加する旨及び参加予定人数を記載した書面（任意様式）を呉市文化振興課へ持参又は電子メールにより提出すること。ただし、電子メールで提出の際は、必ず電話にて確認をすること。見学会の詳細は、申込受理後に通知します。

なお、本見学会への参加の有無が選定委員会の審議に影響を与えるものではありません。

15 その他

(1) 本プロポーザルに係る提案書の作成、提出、ヒアリング等に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。

(2) 提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用等を行わないよう留意しなければならない。

(3) 呉市は、提出された書類を本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的に無断で使用し

ない。なお、呉市が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができるものとする。

- (4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成 11 年呉市条例第 1 号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。
- (5) 採択された提案書の著作権は、呉市に帰属するものとする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (7) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、選定委員会と事務局が協議して決定する。
- (8) 諸事情により辞退する場合は、理由を明記した辞退届（任意様式）を提出するものとする。